

## ■町民1人当たりの歳出内訳

議会費 8,248円 	総務費 55,985円 	民生費 134,217円 	衛生費 59,824円 	労働費 158円 	農林水産業費 33,640円 	商工費 4,041円 
土木費 75,297円 	消防費 31,185円 	教育費 51,377円 	災害復旧費 11円 	公債費 54,137円 	諸支出費 7,857円 	合計 515,977円 

## ■健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

### 《健全化判断比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	一般会計などが実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合です	6.7	25.0	35.0
④将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です	-	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「-」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「-」で表示しています。

### 《資金不足比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合です	-	20.0
浄化槽整備事業特別会計		-	20.0

※資金不足額がないため「-」で表示しています。

### ◆早期健全化基準とは？

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、**財政健全化団体**として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

### ◆財政再生基準とは？

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた地方公共団体は、**財政再生団体**として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

### ◆経営健全化基準とは？

公営企業を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

## ■平成30年度特別会計決算

(単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,247,609	1,225,864	21,745
後期高齢者医療特別会計	108,770	108,465	305
介護保険特別会計	1,295,263	1,199,339	95,924
浄化槽整備推進事業特別会計	65,831	59,368	6,463
文化・体育振興基金特別会計	3,741	3,489	252
水道事業会計(収益的収支)	171,417	154,457	16,960
水道事業会計(資本的収支)	60,957	111,877	☆▲50,920

☆水道事業会計(資本的収支)の不足する額は、損益勘定留保資金(※1)などで補填しています。

※1 収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用(減価償却費など)を留保資金として資金的収支の財源に充てるものです。